**暴力団排除条項の導入・注意事項**

１　暴力団等が、その正体を隠して経済取引の形で企業に接近し、取引関係に入った後で、不当要求やクレームの形で金品等を要求する手口が見られます。

また、不当要求等を行わなくても暴力団等と何らかの繋がりを持つことは、暴力団等との密接な交際や暴力団等への利益供与の危険性を伴います。

　　こうした事態を回避するために、契約書や取引約款に「暴力団排除条項」を盛り込むことが望ましいです。

２　導入することで、事実上「コンプライアンス宣言」と同様の効果があります。

３　契約時に、契約の相手方を牽制し、偽装契約を抑制する効果があります。

４　契約後、相手方が暴力団等反社会的勢力と判明した場合は、契約解除の根拠となります。

　　　暴力団排除条項を導入し、活用して行くことは、暴力団等反社会的勢力との関係を遮断するために極めて有効な施策です。

(注）

１　文例をもとに事業所の事業内容に応じた内容で作成して下さい。

２　暴力団排除条項の文例は、あくまで文例の１つに過ぎません。

**暴力団排除条項の文例**

第○条　反社会的勢力の排除

１　　甲は、乙（乙が法人である場合は、役員および経営に実質的に関与している者を含む）が、以下　　の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

　　①　暴力団

②　暴力団員

③　暴力団でなくなった時から５年を経過していない者

④　暴力団準構成員

⑤　暴力団関係企業

⑥　総会屋等

⑦　社会運動等標ぼうゴロ

⑧　特殊知能暴力集団

⑨　その他これらに準ずる者

２　　甲は、乙が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、　　何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

①　反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

②　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

③　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

④　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

３　　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

⑤　その他前各号に準ずる行為

４　①　乙は、乙又は乙の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。

　　②　乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。

　　③　乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

５　①　乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする。

　　②　乙が前号の規定に違反した場合は、甲は何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

６　　甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償

ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を

賠償するものとする。